令和元年6月山口県議会定例会議案目次

条 例

議案第2号	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	
成 米 分 ∠ 分	山口宗代興林以代末内ツ 印を以正する未内	
議案第3号	過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	•4.
議案第4号	山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•4.
議案第5号	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	.49
議案第6号	山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•5
議案第7号	山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•53
議案第8号	民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	•57
議案第9号	山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	•59
議案第10号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	.6

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

県 知 事 村 尚 嗣 政

Щ \Box

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例 (昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四 五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・ を「百分の三・五」に、 を「百分の○・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」 第四十四条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の○・四」に、「百分の二・七」 「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の

第八十六条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、 同号イ(1)を次のよう

九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

- 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る

保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 0) (以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。) に適合し、 (以下この項において「排出ガス保安基準」という。) で施行規則で定めるも かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 行規則で定めるもの 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施 (以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

第八十六条第一項第一号イ②を削り、同号イ③中「第四項」を「以下この条」に改め、同号イ③を同号イ②とし、同号二①を次のように改

(1) 次のいずれかに該当すること。

める。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の三を超えないこと。

(ii) の値の二分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

第八十六条第一項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、 同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第一項第一号ハ②を削り、同号ハ③を同号ハ②とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ⑴を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- 第八十六条第一項第一号ロ2を削り、同号ロ3を同号ロ2とし、同号ロを同号ハとし、 同号イの次に次のように加える。

の値の四分の一を超えないこと。

- 1 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (2)エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 第八十六条第一項第二号中「次項第二号に」を「次項第三号に」に改め、同号イ⑴を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i)行規則で定めるもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施
- (ii) 状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

第八十六条第一項第二号イ2を削り、同号イ3を同号イ2とし、同号ハ1を次のように改める。

- ① 次のいずれかに該当すること。
- (i) (1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。) に適合すること。 は、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第三号ハ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日 (車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつて
- (ii)月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成二十 素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十

第八十六条第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを

営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

除く。次項第二号において同じ。)

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- 行規則で定めるもの が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施 (以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量
- (ii)行規則で定めるもの が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施 (以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。) に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (2)エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、 同号イ(1)

次のいずれかに該当すること。

を次のように改める。

- (i) の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- 第八十六条第二項第一号イ2を削り、同号イ3を同号イ2とし、 同号ハ(1)を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当すること。

の値の四分の一を超えないこと。

の値の四分の三を超えないこと

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

第八十六条第二項第一号ハ2を削り、同号ハ3を同号ハ2とし、 同号ハを同号ホとし、 同号口(1を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

(ii)平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

第八十六条第二項第一号ロ(2)を削り、

自家用の乗用車のうち、 次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

同号口(3を同号口(2)とし、

同号口を同号ニとし、

同号イの次に次のように加える。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i)

平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、

かつ、

窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

(ii) の値の二分の一を超えないこと。 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

2 エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、 次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

(ii)平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

- (2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 第八十六条第二項第二号イ(1)を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める

窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- 第八十六条第二項第二号イ2を削り、同号イ3を同号イ2とし、同号ハ1を次のように改める。
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素

酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- 第八十六条第二項第二号ニを削り、 同号ホを同号二とし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
- 一 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の四分の一を超えないこと。

の値の二分の一を超えないこと。

- (2)エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) の値の二分の一を超えないこと。 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
- (ii)の値の四分の一を超えないこと。 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、 かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
- 2 エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

中「第一項第一号イ3」を「第一項第一号イ2」に、「(第四項」を「(以下この条」に、「次項第一号イ3」を「次項第一号」に改め、同 項の次に次のように加える。 第八十六条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、 「第一号イに」を「第一号イからハまでに」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項

第一項第一号口(2)
費効率に百分の百十一年度基準エネルギー消
平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五

項第一号イ③」を「第二項第一号イ②」に改め、 第八十六条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中 同表に次のように加える。 「第一項第一号口③」を「第一項第一号ハ②」に改め、同表第二項第一号イ③の項中「第二

第二項第一号ハ(2)	第二項第一号口(2)
ギー消費効率に百分の百十平成二十七年度基準エネル	費効率
平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八	乗じて得た数値平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を

第八十九条の九中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。

号口⑩中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改める。 万二千四百円」に改め、同号口8中「六万千二百円」を「六万四百円」に改め、同号口9中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同 中「四万八百円」を「四万円」に改め、同号ロ⑥中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、 円」に改め、同号ロ③中「三万千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ④中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ロ⑤ 千円」を「十一万円」に改め、同項第五号ロ⑴中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ⑵中「二万七千六百円」を「二万四千四百 円」を「五万円」に改め、同号ロ⑥中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ⑺中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改 第八十九条の十一第 同号口(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号口(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号口(0)中「十一万 同号口③中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号口⑷中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、 一項 第一号口(1)中 「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、 同号口(2)中「三万四千五百円」を 同号口(7)中「五万三千二百円」 同号口(5)中「五万千 「三万五百円」 を 五

附則第七条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、 「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第九条の四の十に次の一項を加える。

2 条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。 適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、 自家用の乗用車に対する第八十六条第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。 同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、 以下この項において同じ。)及び第三項の規定

附則第九条の四の十を附則第九条の四の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第九条の四の十三 することができる設備までの通路に段がないもの 線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動 (以下この項及び次項において「路線バス等」という。) のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路 (施行規則で定めるものに限る。)で最初の第八十三条第三項に規定する新規登録

得た額」とする。 この条から附則第九条の六までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、 バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 「という。)から千万円を控除して 当該路線

- 本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針 (次項第一号及び第三項第一号において「基
- 一号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準 (次項第二号及び第三項第
- 2 三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則 規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年 第九条の四の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。 路線バス等のうち、 次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの
- 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- 一 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。
- 3 限り、 障害者等 初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに れにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいず 同条中「という。)」とあるのは、 (第三号において「高齢者、 障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの 「という。)から百万円を控除して得た額」とする 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、 (施行規則で定めるものに限る。)で
- 基本方針に令和 一年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- 一公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。

- 障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣
- 以上を備えるもの 車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から五百二十五万円を控除 御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置 して得た額」とする いう。)又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制 (施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動 (以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」と
- 減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第六項までにおいて 等」という。)であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽 定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において 「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。)が五トン以下 「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの (施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項から第七項までにおいて「バス
- 以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの 七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日 されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定める 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用 (以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。) 、同条の規定により平成二十五年一月二十

- 装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの 軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報 た車両安定性制御装置に係る保安基準、 でにおいて同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められ 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック 同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害 (施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項ま
- 5 に限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、 該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車 百五十万円を控除して得た額」とする。 の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、 次に掲げる自動車のうち、 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの 第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当 (施行規則で定めるもの 「という。)から三
- のとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものと して定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきも
- きものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきも されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべ のとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用
- 適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に きものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべき 同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用される

ものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

として定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの ものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきもの 用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべき 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適

6 たときに限り、 る。)で初回新規登録を受けるものに対する第八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの 同条中「という。)」とあるのは、「という。)から三百五十万円を控除して得た額」とする (施行規則で定めるものに限

のとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきも

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用 されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用される べきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月 るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの 適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用され 日以降に

安基準に適合するもののうち、 八十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日(バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のト バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保 車線逸脱警報装置を備えるもの (施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第

7

8 項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。 前各項の規定は、第八十九条第一項又は第八十九条の二の規定により提出される申告書又は修正申告書に、 当該自動車の取得につき前各

附則第九条の四の九の次に次の二条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第九条の四の十 う。)が次の各号のいずれにも該当する路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、 三十一日までに行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(以下この条において「経営者」とい 当該一般乗合用バスの取得が令和三年三月

経営者が運行する路線で、地域住民の生活上必要な路線として当該路線の維持に係る経費について国及び県が行う補助の対象となつた

\$ 0

二 一日当たりの旅客の輸送量が十五人以上百五十人以下である路線

三 知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線

2 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間 第八十六条第一項第一号口 第八十二条第一項の規定にかかわらず、 (同条第四項において準用する場合を含む。) 又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が 自動車税の環境性能割を課さない。 (附則第九条の四の十二第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第九条の四の十一 限の延長があつたときは、 請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が法第百四十九条第 知事は、 当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第八十九条第一項の納期限 その延長された納期限) 後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、 国土交通大臣の認定等

ギー消費効率についての基準につき法第百四十九条第一項又は第八十六条第一項若しくは第二項の適用を受ける自動車に該当するかどうか はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第八十九条の二第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなし 定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又 の判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の 項 項において準用する場合を含む。 自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 (同条第) (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認 一項において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネル 以下この項において同じ。)又は第八十六条第一項若しくは第二項 (これらの規定を同

2 足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 前項の規定の適用がある場合における法第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、 前 頭の不

車」という。) 又は同項第二号に規定する石油ガス自動車 動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、」に改め、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第八十六条第一項第一号に規定するガソリン自動車 自動車をいう」の下に「。第五項第二号及び次条第二項において同じ」を、「定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、 「同項第三号」を「法第百四十九条第一項第三号」に、「)並びに」を「次条第二項において同じ。)並びに自家用の乗用車 附則第九条の五の見出しを削り、 項第二号」を「第八十六条第一項第三号」に改め、 の下につ。 「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、 「最初の第八十三条第三項に規定する新規登録 第五項第一号及び次条第二項において同じ」を加え、「同項第二号」を「法第百四十九条第一項第二号」に改め、 同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条第一項中 (以下この項において「」及び「」という。)」を削り、 「軽油自動車」の下に「(第五項第六号において「軽油自動車」という。 (以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日. 同項の表第八十九条の十一第一項第一号口の項を削り、 (以下この条において「ガソリン自動 同項第二号中「第八十六条 「電気自動車をい (三輪の小型自 「天然ガス

を「十万千二百円」に改め、同条に次の三項を加える。 に、「七万四百円」を「六万九千六百円」に、「八万九百円」を「八万円」に、「八万八千八百円」を「八万八千円」に、「十万二千百円 円」に、「三万六千円」を「三万四千八百円」に、「四万千四百円」を「四万円」に、「四万八百円」を「四万円」に、「四万六千九百円」 万四千四百円」に、「三万千七百円」を「二万八千円」に、「三万千六百円」を「二万八千八百円」に、「三万六千三百円」を「三万三千百 十九条の十一第一項第五号ロの項中「二万三千六百円」を「二万円」に、「二万七千百円」を「二万三千円」に、「二万七千六百円」を「二 を「四万六千円」に、「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に、「五万三千三百円」を「五万二千四百円」に、「五万三千二百円」を 「五万二千四百円」に、「六万千百円」を「六万二百円」に、「六万千二百円」を「六万四百円」に、「七万三百円」を「六万九千四百円<u>-</u>

和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第八十九条の十一の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令 年四月一日 条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一 三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割 に掲げる字句とする。 次に掲げる自動車に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(自家用の乗用車を除く。)が平成 (自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日) から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和一

電気自動車

出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの 定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、 十六条第一項第一号イ⑴;に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第百四十九条第一項第二号ロに規 天然ガス自動車のうち、 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第八 かつ、窒素酸化物の排

一 第八十六条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

兀 号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量 のもので施行規則で定めるもの 基準エネルギー消費効率 う。) に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号イ②に規定する令和二年度 が同条第一項第一号イ⑴

河に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」とい ガソリン自動車のうち、 (以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。) に百分の百三十を乗じて得た数値以上 窒素酸化物の排出量が第八十六条第一項第一号イ(1)()に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準 (次項第

Ŧ. 号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量 う。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の が同条第一項第二号イ⑴に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」とい 百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第八十六条第一項第二号イ(1);に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準 (次項第二

軽油自動車のうち、第八十六条第一項第三号イ⑴⑴に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ⑴⑴に規定する平成二十一年軽

油軽中量車基準に適合する乗用車

三千五百円	一万三千八百円
二千五百円	九千五百円
二千五百円	八千五百円
二千円	七千五百円

一万六千五百円	六万五千五百円	
一万四千五百円	五万七千円	9 工方
一万二千五百円	五万円	等一百等一五寸 1
一万千円	四万三千五百円	
九千円	三万六千円	
八千円	三万五百円	
六千五百円	二万五千円	
一万五百円	四万七百円	
七千円	二万七千二百円	
六千円	二万三千六百円	
五千五百円	二万五百円	
四千五百円	一万七千九百円	9 工场 一天人
四千円	一万五千七百円	たず 1 15円ではず 1 1.T.Y.

\Box
\perp
山口県税賦課徴収条例の
VI
ᆌ
1
Ή,
画
فالمثر
丕
业
\leftarrow
abla
W
7,7
73
<u>=</u>
0
$\overline{}$
пk
=======================================
部を改正す
迖
Ţ
101
4
る条例
VIV
XK
7
2

	二千円	八千円		
ı	千二百円	四千七百円		
1	七千五百円	二万九千五百円		
1	六千五百円	二万五千五百円		
	五千五百円	二万二千円		
1	五千円	一万八千五百円	第一項第二号イ	
1	四千円	一万五千円		
	三千円	一万二千円		
	二千五百円	九千円		
l	二千円	六千五百円		
1	二万七千五百円	十一万円		
	二万二千円	八万七千円		
	一万九千円	七万五千五百円		

	三千円	一万二千円		
	五千五百円	二万六百円	を ラー エリを ラー - - - - - - - - - - - - -	
	三千円	一万二百円	育一頁育ニテハ)	
<u> </u>	四千円	一万五千百円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	二千円	七千五百円	第一頁第二 号へ 1)	
	千六百円	六千三百円		
	一万五百円	四万五百円		
	九千円	三万五千円		
	七千五百円	三万円		
	六千五百円	二万五千五百円	第一項第二号口	
	五千五百円	二万五百円		
	四千円	一万六千円		
	三千円	一万千五百円		

\Box
\vdash
$\stackrel{\cdot}{\sqcap}$
丰
稅
置
£#
品
炎 I
abla
口県税賦課徴収条例の
<u>A</u>
9
Ĭ
TIEH
=======================================
12
改
H
باف
M
- 部を改正する条例
M/K
<u>A</u>

六万四千円	
五万七千円	
五万五百円	
四万四千円	第一項第三号イ(2)
三万八千円	
三万二千円	
二万六千五百円	
二万九千円	
二万五千五百円	
二万二千五百円	
二万円	第一項第三号イ(1)
一万七千五百円	
一万四千五百円	
	一万四千五百円 一万七千五百円 二万二千五百円 二万二千五百円 三万二千五百円 三万二千五百円 三万二千五百円

千五百円	五千三百円		
二千円	八千円	第一項第四号口	
千五百円	六千円		
千円	三千九百円		
二千円	六千三百円	第一項第四号イ	
千五百円	四千五百円		
二万千円	八万三千円		
一万八千五百円	七万四千円		
一万六千五百円	六万五千五百円		
一万四千五百円	五万七千円	第一項第三号口	
一万二千五百円	四万九千円		
一万五百円	四万千円		
八千五百円	三万三千円		

\Box
П
\equiv
≕
伤
ĘŢ,
餌
課
账
課徴
數収条1
\bowtie
KK.
737
1
,9
$\overline{}$
ļ
파타
部を
St
设正
\sim
of
7 16 18
る条

五千五百円	二万五百円	第一項第五天,人(1
二千五百円	九千三百円	ちー 真ちこう ()
二万二千円	八万八千円	
一万七千五百円	六万九千六百円	
一万五千五百円	六万四百円	
一万三千五百円	五万二千四百円	
一万千五百円	四万五千六百円	\$ - I \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
一万円	四万円	第一頁 等丘子コ
九千円	三万四千八百円	
七千五百円	二万八千八百円	
六千五百円	二万四千四百円	
五千円	二万円	
二千五百円	一万円	第一項第五号イ

二千円	八千円	
千六百円	六千三百円	第二項第二号
千三百円	五千二百円	
千六百円	六千三百円	
千二百円	四千七百円	第二項第一号
千円	三千七百円	
七千円	二万七千五百円	第一 叮夸 王 子 人(2
三千五百円	一万三千円	育一頁尊豆テヽ2)

6 年四月一日 和三年度分の自動車税の種別割に限り、 年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令 条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一 三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割 に掲げる字句とする。 次に掲げる自動車に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車 (自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日) から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二 次の表の上欄に掲げる第八十九条の十一の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 (自家用の乗用車を除く。) が平成 (法第百七十七

ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、 エネルギー消費

一 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又 効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費

				1) kg	育一 真育一 サイ				
四万七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
二万五百円	一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円	四千五百円	四千円

							\$5 — J &5 — 5 E	等一百名 一五ブコ				
一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円
六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円

\Box
口県税賦課徴収条例の
ᆀᆏ
1,11
沼
1
7
711
品
7
두
W
717
V
J
- 1
TKH
野野
一路を
一部を引
一部を改
一部を改正
一部を改正っ
一部を改正す
一部を改正する
一部を改正する多
一部を改正する条
一部を改正する条例
一部を改正する条例
一部を改正する条例

一万七千五百円
一万五千円
一万三千円
一万五百円
八千円
六千円
+

一万四千五百円	二万九千円		
一万三千円	二万五千五百円		
一万千五百円	二万二千五百円		
一万円	二万円	第一項第三号イ(1)	
九千円	一万七千五百円		
七千五百円	一万四千五百円		
六千円	一万二千円		
一万五百円	二万六百円	\$5 	
五千五百円	一万二百円	等一直等ニュテンシ	
八千円	一万五千百円	\$5 - T	
四千円	七千五百円		
三千二百円	六千三百円		
二万五百円	四万五百円		

_
E
$\overline{\Box}$
\Box
霊
#
滔
団
HILL
账
課徴
` <u></u>
abla
条
逐
_
9
9
9
9
の一部を
の一部を
の一部を
の一部を改正
の一部を
の一部を改正する
の一部を改正する
一部を改正する条/
の一部を改正する
一部を改正する条/

		第一 印第 五 王 下
二万円	四万円	
一万七千五百円	三万四千八百円	
一万四千五百円	二万八千八百円	
一万二千五百円	二万四千四百円	
一万円	二万円	
五千円	一万円	第一項第五号イ
三千円	五千三百円	
四千円	八千円	第一項第四号口
三千円	六千円	
二千円	三千九百円	
三千五百円	六千三百円	第一項第四号イ
二千五百円	四千五百円	
四万千五百円	八万三千円	

—
山口県税賦課徴収条例の
_
75
- J.
於
F
1
TILL
711
4
畑
$\overline{\Box}$
\sim
X/K
w.
Ŵ
يت
0
\cup
- 1
ļ
l Hkt
뽀
野
一部を
一部を己
一部を改
一部を改立
一部を改正
一部を改正で
一部を改正す
一部を改正する
一部を改正する
一部を改正する
一部を改正する条
一部を改正する条/
一部を改正する条例
一部を改正する条例
一部を改正する条例
- 部を改正する条例

二千六百円	五千二百円	
三千二百円	六千三百円	
二千三百円	四千七百円	第二項第一号
千八百円	三千七百円	
一万四千円	二万七千五百円	身 工 を ユュ ナ ノ (/
六千五百円	一万三千円	
一万五百円	二万五百円	等 工 を ユ キ ノ
五千円	九千三百円	
四万四千円	八万八千円	
三万五千円	六万九千六百円	
三万五百円	六万四百円	
二万六千五百円	五万二千四百円	
二万三千円	四万五千六百円	

四千円	八千円		
三千二百円	六千三百円	第二項第二号	

7 含む。)」とする。 含む。)」と、第八十九条の十二中「前条」とあるのは 十一第四項中「第一項第三号ロ」とあるのは「第一項第三号ロ(附則第九条の五第五項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を 第五項又は前項の規定の適用がある場合における第八十九条の十一第四項及び第八十九条の十二の規定の適用については、第八十九条の 「前条 (附則第九条の五第五項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を

附則第九条の五の次に次の二条を加える。

第九条の六 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この項において 課する自動車税の種別割の税率は、第八十九条の十一第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分 律第十三号)第二条の規定による改正前の法(以下この項において「平成二十八年改正前の法」という。)第百四十五条第一項若しくは第 するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して 法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当 三項の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつ に応じ、当該各号に定める額とする。 て、平成二十八年改正前の法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の 「特定日」という。)の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法

- 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- 一 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 一 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

兀 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円

五. 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 五万千円

六 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円

七 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

九 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 八万八千円

総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの

年額

七万六千五百円

八

+ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内 燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。)のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の

自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句とする。

六万六千七百円	五万八千円	第六号
五万八千六百円	五万千円	第五号
五万千七百円	四万五千円	第四号
四万五千四百円	三万九千五百円	第二号
三万九千六百円	三万四千五百円	第二号
三万三千九百円	二万九千五百円	第一号

十二万七千六百円	十一万千円	第十号
十万千二百円	八万八千円	第九号
八万七千九百円	七万六千五百円	第八号
七万六千四百円	六万六千五百円	第七号

3 種別割に限り、 当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割 (法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第五項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用 次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)に限り、

一万四千五百円	五万八千円	第六号
一万三千円	五万千円	第五号
一万千五百円	四万五千円	第四号
一万円	三万九千五百円	第二号
九千円	三万四千五百円	第二号
七千五百円	二万九千五百円	第一号

 第十号
 六万六千五百円
 二万八千円

 第九号
 七万六千五百円
 一万九千五百円

 第九号
 八万八千円
 二万二千円

 第九号
 二万二千円

4 当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の 種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割 (法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。) に限り、 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第六項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用

二万九千円	五万八千円	第六号
二万五千五百円	五万千円	第五号
二万二千五百円	四万五千円	第四号
二万円	三万九千五百円	第二号
一万七千五百円	三万四千五百円	第二号
一万五千円	二万九千五百円	第一号

五万五千五百円	十一万千円	第十号
四万四千円	八万八千円	第九号
三万八千五百円	七万六千五百円	第八号
三万三千五百円	六万六千五百円	第七号

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第九条の七 臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が附則第九条の五第五項又は第六項に規定す 税の種別割に関する規定 るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、 じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正 用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則で定めるものをいう。以下この項において同 の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによ る窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第五項若しくは第六項又は前条第三項若しくは第四項の規定の適 その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等 知事は、 納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第八十九条の十四の納期限 (第八十九条の十八の規定を除く。) を適用する。 (納期限の延長があつたとき (申請に基づき国土交通大

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、 同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金

額を加算した金額とする

よつて」を「により」に、 附則第十七条の五の見出し中 「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、 「の敷地」 を削り、 同条第三項中 前 項 を「前各項」に改め、 「同条第二項」を「同条第五項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第一 同項を同条第四

り 項とし、 第四条第一項の項から附則第五条の四第三項の項までの規定中「附則第四十四条の二第一項」を「附則第四十四条の二第三項」に改め、 う。次項において同じ。)」及び「(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)」を削り、 同表附則第十七条第一項の項中 四項」に改め、 附則第十五条第一項の項中 同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 「」という。)第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、 同条第一項中 同表附則第十五条の二第三項の項及び附則第十六条第一項の項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 「附則第四十四条の二第一項」を「附則第四十四条の二第三項」に、「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第 「第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項」に、「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改 「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をい (平成二十三年法律第二十九号。 以 下 同項の表附則

じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げ りその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該 条の二、 家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等 の条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによ る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第十五条、 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す (平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。 附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する (震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同 附則第十五 以下こ

所具 穿 匹 身 旁 三 巧	川等国を考言	附則第四条第一項
	附則第四条第一項第二号	附則第四条第一項第一号
	二号 附則第四十四条の二第一項の規定により適用される法附則第四条第一項第	条第一項第一号 附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附則第四

	附則第四条第一項第一号	条第一項第一号附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附
附則第四条第五項	附則第四条第一項第一号	条第一項第一号附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附
附則第四条の二第一項	附則第四条の二第一項第一号	条の二第一項第一号附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附
附則第四条の二第三項	附則第四条の二第一項第二号	項第二号附則第四十四条の二第一項の規定により適用される法附則第四条の二
	附則第三十四条第一項	十四条第一項 附則第四十四条の二第一項の規定により読み替えて適用される法附
附則第十五条第一項	第三十五条第一項	む。)がのはは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第十五条の二第三項	六条の二、第三十六条の五第三十五条の二まで、第三十	も。) 特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用され係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用され係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用され係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される。)
附則第十六条第一項	三第一項租税特別措置法第三十一条の	一項一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十
附則第十七条第一項	、第三十五条第一項	む。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	司法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

2 この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。 の二、附則第十五条、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する。 に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、 が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合 に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者 家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、 相続人は、 家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、 る当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等 譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。)におけ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内 当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該 (当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住 前項の規定により読み替えられた附則第四条、 当該家屋及び当該 附則第四条 (当該 (以 下

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第八十九条の九中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

附則第九条の五第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 は、 分の自動車税の種別割に限り、 の種別割に限り、 第五項 当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税 (第四号及び第五号を除く。) に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第八十九条の十一第一項の規定の適用につい 当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度 第五項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

附則第九条の六第三項及び第四項を削る。

る。

附則

ß.

(施行期日)

- この条例は、 令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一条中山口県税賦課徴収条例附則第十七条の五の改正規定及び次項の規定 令和二年一月一日
- \equiv 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第七項の規定 令和三年四月一日
- 三 第二条中山口県税賦課徴収条例第八十九条の九の改正規定及び附則第六項の規定 令和四年四月一 日

(県民税に関する経過措置)

2 について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例附則第十七条の五の規定は、 なお従前の例による。 令和二年度以後の年度分の個人の県民税

(事業税に関する経過措置)

3 行の日 事業税については、なお従前の例による 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例 (以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、 。 以 下 「改正後の条例」という。)第四十四条及び附則第七条の規定は、この条例の施 施行日前に開始した事業年度に係る法人の

(自動車税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、 施行日以後に取得された自動車に対して課す
- 5 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、 施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以

後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

る自動車税の環境性能割について適用する。

6 、き交付金について適用し、 附則第 一項第三号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第八十九条の九の規定は、 令和三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の山口県税賦課徴収条例第八十九条の九により交付する交付 令和四年度以後に同条の規定により交付す

議案第三号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

県知事 村 岡 嗣 政

山 口

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第五条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則

議 案 第 匹 号

山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

口県知事 村 岡 嗣 政

Щ

山口県使用料手数料条例及び山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

千円」を「六千二百円」に改め、同表十一の項液化石油ガス設備士試験手数料に関する部分中「二万七百円」を「二万千四百円」に、 に、「八千四百円」を「八千七百円」に改め、同項高圧ガス販売主任者試験手数料に関する部分中「七千六百円」を「七千九百円」に、「六 二百円」を「二万九百円」に改め、別表第一の5の表十八の項中「二万六百円」を「二万七百円」に改め、別表第一の6の表八の項火薬類製 別表第一の2の表五の項危険物取扱者試験手数料に関する部分中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」 「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表八の項高圧ガス製造保安責任者試験手数料に関する部分中「九千円」を「九千三百円」

造保安責任者試験等手数料に関する部分中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表九の項中

八千円一万八千円を

万八千円

八千百円

に改 め 同 表十二の 項 中 「五千九百円」を 「六千円」 「五千二百円」 を「五千三百円」に、

項建築士試験手数料に関する部分中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、 八千二百円」に改め、 円」を「二千七百円」に、 に改め、 同表三の三の項特定遊興飲食店営業相続等承認手数料に関する部分中 別表第一 「二千円」を「二千百円」に改め、 の8の表二十八の項建築士免許等手数料に関する部分中 同表十八の 項技能検定試験手数料に関する部分中 別表第一の11の表二の項中「三万八千円」を「三万九 「八千六百円」を「八千七百円」に、「一万千円」 「一万九千二百円」を「一万九千三百円_ 「一万七千九百円」 に改め、 を 万

に改め、 同 表八の項 中

を

に、

万二千三百円」 を 「一万二千

七百円」に、 「九千七百円」を「九千八百円」 に改める。

口県河川流水占用料等徴収条例の 部改正

Ш [口県河川流水占用料等徴収条例 (平成十二年山口 県条例第四号) の 一 部を次のように改正する。

「令和元年度前期」 附則第四項中 「平成三十一年度分」 に、 「平成三十二年三月三十一日」を を 「令和元年度分」に、 「令和」 「同年九月三十日」 一年三月三十一日」に、 を 「令和元年九月三十日」に、 「平成三十一年十月三十一日」 「平成三十一年度前期」 を 「令和元年十月三

日 に改める。

附則第五項中 「平成三十一年度分」 を 「令和」 元年度分」に、 「平成三十一年度前期」 を 「令和」 元年度前期」 に、 同年十月一 日 を 令和

元年十月一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一

別表第一の一の項中「1.08」を「1.1」に改め、同表の備考一中「河川法施行令第十八条第一項第三号の建設大臣が定める額」を「河川法

施行令第十八条第一項第三号の国土交通大臣が定める額の件」に改める。

附則

日」に改める。

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条中山口県河川流水占用料等徴収条例別表第一の備考一の改正規定は、公布の日

から施行する。

議案第五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

県知事 村 岡 嗣 政

山 口

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

同備考3中「日本工業規格X六二四一」を「日本産業規格X六二四一」に改め、別表第一の10の表中「日本工業規格X六二三三」を「日本産業 別表第一の5の表十の二の項の備考2中「日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一」を「日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一」に改め、

規格X六二二三」に、「日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一」を「日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一」に、「日本工業規格X六二四 一」を「日本産業規格X六二四一」に改める。

附則

議案第六号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

Щ П 県

知 事

村

岡

嗣

政

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例(昭和六十年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表山口県地域自殺対策緊急強化基金の項を削る。

則

議案第七号

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

県知事 村 岡 嗣 政

山 口

山口県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山口県青少年健全育成条例 (昭和三十二年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項中「又は甚だしく性的感情を刺激して」を「甚だしく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若し

くは自殺を誘発して」に改める。

第十二条の四の次に次の一条を加える。

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第十二条の五 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護

等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により

認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することがで

きない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同 じ。)の提供を求めてはならない。

第十四条の二第一項中「保護者は、」の下に「青少年のインターネットの利用に伴う危険性及びその過度な利用が青少年に及ぼす弊害につい

報その他当該青少年又は保護者が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認める情報を取得しないようにするために必要な情報を提供す るように努めなければならない。 用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。 インターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の対象となる青少年又は保護者に対し、フィルタリング(インターネットの利)に関する情

うに組み合わされたものをいう。)」を「フィルタリング」に改める。 により受信するかどうかを選択することができる機能を有するプログラム 第十四条の二第三項中「通信端末機器」を「インターネット接続機器」に、「インターネットの利用により得られる情報について一定の条件 (電子計算機に対する指令であつて、 一の結果を得ることができるよ

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧の防止措置第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 (青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法

(平成二十年法律第七十九号。以下「整備法」という。)第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をい

う。 携帯電話端末等をいう。 る被害を受けるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面 以下同じ。)は、整備法第十四条の規定により説明するときは、併せて、青少年による携帯電話端末等(整備法第二条第七項に規定する 第三項において同じ。)からのインターネットの利用が不適切に行われることにより犯罪が誘発され、 (当該事項を記録した電磁的記 又は犯罪によ

ターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける青少年が就労しているため、青少年有害情報フィルタリングサービス 保護者は、 整備法第十五条ただし書の申出をするときは、 携帯電話インターネット接続役務 (整備法第二条第七項に規定する携帯電話イン (整備法第一

録を含む。)を交付しなければならない。

接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。 項を記録した電磁的記録を含む。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者 ずることその他規則で定める理由及び申出の年月日その他規則で定める事項 条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。 以下同じ。)を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生 (第四項において「理由等」という。) を記載した書面 (整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット (当該事

- 末等の使用者が青少年であるものに限る。)を締結することができる。 条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」といい、契約の相手方又は契約に係る携帯電話端 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、 前項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの が利用を
- の写し又は理由等を記載し、 該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、 若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。 前項の規定により役務提供契約を締結したときは、 当該役務提供契約を締結した日から当 第二項の書面若しくはそ
- 5 把握することにより当該青少年が青少年有害情報 いようにすることその他規則で定める理由及び申出の年月日その他規則で定める事項 (当該事項を記録した電磁的記録を含む。) を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。 保護者は、整備法第十六条ただし書の申出をするときは、その監護に係る青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に (整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。) の閲覧 (第七項において「理由等」という。 (視聴を含む。)をしな)を記載した書面
- 6 定携帯電話端末等であつて、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるもの 備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講じない特定携帯電話端末等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面の提出を受けた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置 以下同じ。) の販売に関する契約を締結することができる。 (同条に規定する特
- 7 務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日まで 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、 前項の規定により特定携帯電話端末等の販売に関する契約を締結したときは、 同項の役

の間、 第五項の書面若しくはその写し又は理由等を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。

8 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第一項、第三項、 第四項、第六項又は前項の規定に違反していると認めるとき

は、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

9 知事は、 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

10 知事は、第八項の規定による勧告をするために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電

話インターネット接続役務の提供を受けている又は特定携帯電話端末等について青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていないと

認められる青少年の保護者に対し、必要な報告又は資料の提供を求めることができる。

第十九条の五を削り、第十九条の六を第十九条の五とし、第十九条の七を第十九条の六とする。

第二十条に次の一号を加える。

三 次に掲げる行為により、第十二条の五の規定に違反した者

青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為

青少年に対し金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して当該青少年に係

る児童ポルノ等の提供を求める行為

口

青少年を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 第十二条第一項、第十二条の二又は前条第三号に規定する行為をした者は、 過失によりこれらの行為の相手方が青少年であるこ

とを知らない場合においても、第十九条の三、第十九条の四又は同号の規定による処罰を免れることができない。

第二十三条中「前条まで」を「第二十条まで、第二十一条又は前条」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

議案第八号

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

口県知事 村 岡 嗣 政

Щ

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

民生委員の定数に関する条例(平成二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

表宇部市の項中「三八九人」を「三九一人」に改め、同表山口市の項中「四四七人」を「四五三人」に改め、同表防府市の項中「二四六人」

を「二四九人」に改め、同表岩国市の項中「四〇八人」を「四〇六人」に改め、同表長門市の項中「一三〇人」を「一三一人」に改め、同表周

防大島町の項中「一一九人」を「一一五人」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

議案第九号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

山口県知事 村 岡 嗣

政

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号の表厚狭川工業用水道の項中「五○、○○○」を「五二、○○○」に改める。

附則

議案第十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

令和元年六月十二日提出

知事 村 岡 嗣

政

Щ

口 県

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡光が丘」の下に「、小郡かぜの丘」を加える。

附則